⑺　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付け官報）に記載されている時期及び場所のとおり

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : YAMADA Tetsuya Director General and College of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Construction, lease and maintenance of hardware with replacing of The Computer processing systems of The College of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1 set

⑷　Fulfillment period : From the date when contract is concluded through 31 December, 2029

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have grade A on “offer of services” in the Kanto・Koushinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025／2026／2027

③　not be under suspension of nomination by College of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

④　have proven to have actually or delivered the products and service concerned or the products and service with performance similar to that of the products and service concerned.

⑤　the person who obtained a bid manual from the person of ordering

⑥　not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑦　other details, by the tender documentation

⑧　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 17 : 00　18 July, 2025

⑻　Time-limit for tender : 12 : 00　4 August 2025

⑼　Contact point for the notice : HIRANO Mai, Procurement Section, General Affairs Division, General Affairs Department, College of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 2―2―1 Kiheicho, Kodaira-shi, Tokyo 187―8520 Japan. TEL 042―321―1684

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年６月６日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　石井　靖男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第217号（№217）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　契約件名　平田ＡＲＳＲ100kVA発電装置（製造・設置・調整）（電子入札対象案件）

⑶　履行内容等　本件は、平田ＡＲＳＲ局舎の既設発電装置の経年劣化に伴う更新のため、以下発電装置１式を製造し、納入場所に納入するものである。

【調達概要】

１）平田ＡＲＳＲ局舎

①　ディーゼル機関発電装置（100kVA）１台、自動制御盤１面、受電盤１面、Ｐ系変圧器盤１面、Ｓ系配電盤１面、Ｐ系配電盤１面、地下燃料タンク（1,900Ｌ）１基、室内燃料タンク（900Ｌ）１基、付属機器１式を製造する。

②　既設発電装置１式を撤去し、上記製造品の設置・調整を行う。

③　更新に際しては、商用電源の停電等に備えるため大阪空港事務所（大阪府豊中市）に保管されている仮設発電装置（250kVA）、福岡空港事務所（福岡市）に保管されている仮設燃料タンク（900Ｌ）の搬出入・運搬・設置を行う。

④　撤去品については、受注者処分とする。

⑷　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑸　履行期間　契約締結日の翌平日から令和８年３月19日

⑹　納入場所　平田ＡＲＳＲ局舎（島根県出雲市本庄町字茅代1085―４）

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　開札時までに令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、２⑶の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる要件を満たす者であること。

１）平成22年４月１日以降に元請けとして完了した、調達物品又は同種物品を製造し、納入した実績を有すること。ただし、調達物品又は同種物品を構成する主要構成品である「ディーゼル機関」又は「発電機及び自動制御盤」を自ら設計・製造し、それらの直結・艤装を自ら実施していること。

なお、同種物品とは、定格出力75kVA以上の「ディーゼル機関発電装置」をいう。

２）調達物品の設計・製造・設置・調整を行うために必要な組織体制を有する者。

３）調達物品の製造計画等を適切に行える者。

４）調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備された者。